

仕様書番号	No. R6-14
作成年月日	令和6年4月11日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊

ボイラー洗缶整備役務

## 共通仕様書

### 1 適用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地の当該役務に関する事項に適用する。

### 2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、点検保守業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、官側担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者をいう。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により、業務を実施する者をいう。  
なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める点検保守に当たることをいう。
- (4) 「点検」とは、対象部分について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又は、その他の処置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき、対象部分の機能回復又は、危険の防止のため行う消耗品の取替え、注油、塗装その他、これらに類する軽微な作業をいう。

### 3 受注者の負担

- (1) 点検保守に必要な電気、水道等は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転に係る電気、水道等は、その限りではない。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物を除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

### 4 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために合議し、業務の円滑な遂行を図ること。

なお、軽微な変更については、請負金額の増減又は工期の延長はしないものとする。

### 5 報告書の様式

報告書の様式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画保全指導室監修「建築保全業務報告書作成の手引き」に基づき作成し、事前に官側の承認を受けること。

### 6 関係法令等の遵守

点検保守の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

### 7 業務条件

点検保守を行う日時は、原則として平日の0815～1700までとする。

なお、日時を変更する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

## 8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業等者の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災及び、盗難、その他の事故防止については、受注者の責任でこれを管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設建造物に損傷を及ぼさないように十分な防護を施すこと。
- (4) 作業等に関し、原則として火気を使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ官側の承認を受けるものとし、その取扱いに際しては、十分に注意する。
- (5) 作業に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

## 9 発生材の処置等

引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材報告書を作成し、官側に提出し、駐屯地構内の官側が指示する場所に集積すること。

## 10 完了の検査

受注者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、監査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度、検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしないものとする。

## 11 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき、以下の書類を提出すること。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 役務開始届
- (3) 予定工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 作業打合せ簿
- (6) 材料検査簿
- (7) 発生材報告書
- (8) 役務完了届
- (9) その他、官側の指示したもの

## 12 写真撮影

- (1) 受注者は、官側の指示に従い、点検保守前・注・後及び作業後に隠蔽になる箇所の写真を工事写真帳(A4版)に整理し、官側に1部提出すること。
- (2) 材料の写真は、搬入の都度、本点検保守に係る全数量及び規格が分かるように撮影すること。

特 記 仕 様 書

- 1 件 名  
ボイラー洗缶整備役務
- 2 場 所  
神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地
- 3 実施時期  
 (1) 上期性能検査 2024年 5月 29日(水)南ボイラー1号  
 (2) 下期性能検査 2024年11月 6日(水)北ボイラー2号

- 4 役務内容  
 (1) ボイラーの性能・能力

名 称	種 別	伝熱面積	最高圧力	型 式
南ボイラー1号	炉筒煙管ボイラー 6 t	66.9 m <sup>2</sup>	1.0 MPa	RE-60F II (株)タクマ製
北ボイラー2号	炉筒煙管ボイラー 4 t	45.1 m <sup>2</sup>	1.0 MPa	RE-40F II (株)タクマ製

- (2) ボイラーの内外部、弁類、付属品等の清掃・整備を行う。  
 整備内容は、表1による。

表1【ボイラー洗缶整備内容一覧表】

清掃・整備名称	実施内容
缶内煙道整備(水部)	①水洗いスケール除去
缶内煙道整備 (炉筒・煙管・煙室)	②カーボン除去、煙室扉部分パッキン交換、 全面ワイヤーブラシ掛け
缶内付属品取外し 整備	③給水内管取外し作業、水洗いスケール除去、 全面ワイヤーブラシ掛け
主蒸気弁整備	④分解整備、弁座すり合わせ、パッキン取替、試験調整
安全弁整備	⑤分解整備、弁座すり合わせ、パッキン取替、試験調整
安全弁整備後 書類提出	⑥安全弁又は逃がし弁整備結果記録書 参考(社)日本ボイラー協会
	上期 ・ 北ボイラー1号缶50A×1個
	上期 ・ 南ボイラー1号缶40A×2個
	下期 ・ 北ボイラー2号缶50A×1個 下期 ・ 南ボイラー2号缶40A×2個
水位調節器整備	⑦分解整備、点検、パッキン取替え、試験調整
水面計及び連絡管 点検整備	⑧分解整備(バルブ含む)、点検、パッキン取替え、試験調整
圧力計点検整備	⑨取外し、下部配管内清掃、組立復旧、調整
ブロー弁点検整備	⑩取外し、下部配管内清掃、組立復旧、調整
その他	⑪掃除口、マンホール点検穴の接触面清掃、パッキン取替、ボイラー台上清掃、連続ブロー装置分解整備、掃除片づけ、給水ストレーナ整備、燃焼調整

(3) 表1の番号11にて交換するパッキン等の取替については表2による。

表2 【交換部品一覧表】

品名	規格	数量	備考
本体マンホールパッキン	①外径380内径280×20	2	
Y型吹き出し弁パッキン	②外径57内径40×高15	8	
Y型吹き出し弁ランタンブッシ	③外径57内径41×高40	4	
ナフロンPTPEシート	④t/#9000	2	
水面計スリーブパッキン	⑤長さ35×外形26×内径20	12	
水面計銅パッキン	⑥厚1.5×外径23×内径10	4	
水面計ガラス	⑦反射式 3B	4	

- (4) ボイラー性能検査日は、缶を開放状態とし、請負業者が検査時に立会いすること。
- (5) 性能検査終了後、速やかに復旧作業を開始すること。
- (6) 点検整備対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、官側に報告する。
- (7) 点検整備の結果、対象部分に脱落、落下及び転倒の恐れがある場合、継続使用することにより、著しい損傷がある場合、関連する部材、機器等に影響を及ぼすことが想定される場合には、簡易な方法により、応急措置を講ずるとともに、速やかに官側に報告する。落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講ずるとともに、速やかに官側に報告する。
- (8) 応急措置及び危険防止措置にかかる費用は官側と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 点検整備の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (10) 点検整備実施に当たり、仕上げ材及び構造物等一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ官側の承諾を受けること。
- (11) 安全弁については、整備及び圧力試験を実施し、性能検査前日までに、書類と伴に提出する。
- (12) 燃焼調整については、性能検査受験後、請負業者立会いのもと製造元の業者が実施する。